

募集要領

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

「神戸開業支援コンシェルジュ」コーディネータ

(2) 業務目的

平成23年度に公益財団法人神戸市産業振興財団（以下、「財団」という。）が中心となって創設した「神戸開業支援コンシェルジュ」は、平成26年度より神戸市の特定創業支援等事業計画に盛り込まれ、産業競争力強化法に位置付けられている。財団では、神戸市産業振興センターに専門家によるコーディネータを配置し、市内創業者、創業希望者の相談に対応するほか、財団職員とともに創業に関する支援情報の提供を行う。

(3) 業務内容

別紙、業務仕様書のとおり。

(4) 委託期間

令和7(2025)年4月1日より 令和8(2026)年3月31日まで

(5) 契約上限額

単価契約、1回あたり30,000円。（出務要請は毎月2～3回程度、調整による。）
支払時には、上記単価に数量等を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算する。

(6) 費用負担

受託者が業務にあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、財団は契約金以外の費用を負担しない。

2. 事業者選定スケジュール

令和7年1月7日（火）	公募開始
令和7年1月16日（木）	質問受付締め切り 17時00分必着
令和7年1月21日（火）	質問回答の送付
令和7年1月27日（月）	応募書類提出締め切り 17時00分必着
令和7年1月30日（木）	書類審査の結果通知（全員）、面接日時の通知（選考者のみ）
令和7年2月5日（水）	業務委託事業者選定委員会の開催（面接予定日）
令和7年2月6日（木）	業務委託事業者選定委員会の開催（面接予備日）
令和7年2月10日（月）	選定結果の通知・公表（予定）

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

別紙「頭書」及び「委託契約約款」により、業務委託契約を締結する。

契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(2) 委託料の支払い

検査合格後、月末締めで適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。
詳細は別紙、業務仕様書に記載のとおり。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4. 募集人数

若干名。

「販路開拓」の分野において、とくに創業者支援（飲食業・小売業）に強みがあることが望ましい。

5. 応募資格

(1) 中小企業診断士の資格を保有していること。

(2) 創業支援に必要な知識と意欲を兼ね備えていること。

創業期の「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4分野について基本的な助言ができること。

(3) 個人事業主にあつてはその事業内容、法人の代表者にあつては法人の事業内容、法人に所属する者にあつては、応募者本人の業務内容が本業務の契約趣旨に合っていること。

なお、契約対象が法人の場合は、次に掲げるものを除く。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの

イ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）18 条もしくは第 19 条の規定により破産手続き開始の申立てがなされているもの

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続き開始の申立てがなされているもの

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされているもの

オ 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納しているもの

カ 神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けているもの

キ 財団における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けているもの

ク 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）に基づく暴力団等に該当するもの

ケ 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人若しくは禁固以上の刑に処されている者

6. 応募手続

(1) 質問の受付

「募集要領」（本紙）、「業務仕様書」、「契約書」（頭書および約款）、提出書類についての質問を受け付ける。

① 受付期間

令和7年1月7日（火）から令和7年1月16日（木）17時00分必着

② 質問方法

- ・ 質問票(様式4)に記入し、本要領9に定める宛先に電子メールで送付すること。
なお、電話等による質問は受け付けない。
- ・ 電子メールの件名は「令和7年度コーディネータ業務質問（氏名）」とすること。

③ 回答方法

すべての質問に対する回答は、令和7年1月21日（火）に電子メールで全員に通知する。
なお、質問者の氏名を公表しない。

④ その他

質問への回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

(2) 応募書類の提出

① 受付期間

令和7年1月7日（火）から令和7年1月27日（月）17時00分必着

② 提出書類

- ・ 応募申請書（様式1）
- ・ 職務経歴書（様式2）
- ・ 添付資料（様式自由。直近の創業支援の実績を示す資料があれば添付すること）
- ・ 保有資格を証明するもの（例：中小企業診断士登録証の写し）
- ・ 誓約書（様式3）

※書類（様式1～3）は、下記 URL よりダウンロードすること。

<https://kobe-ipc.or.jp/archives/17423>

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法

本要領9に定める宛先に郵送または電子メールにより提出すること。

- ・ 郵送の場合は、送付記録が残る方法により期限内必着のこと。
- ・ 電子メールによる場合は、件名を「令和7年度コーディネータ業務応募（氏名）」とし、応募者氏名を明記して送付すること。
- ・ 万が一、1月30日（木）にメール通知が届かない場合は、経営支援部まで連絡すること。

7. 選定方法及び結果の通知等

(1) 選定方法

書類審査と面接の2段階により委託事業者を選定する。

選定は財団内に組織する選定委員会が行い、選定基準による採点の結果、最も高い評点を獲得したのから順に選定する。

面接日：令和7年2月5日（水）

応募者多数の場合は、令和7年2月6日（木）にも実施する。

面接時間は、1月30日（木）に応募申請書に記載の電子メールアドレス宛に通知する。

面接場所：神戸市産業振興センター6階

面接方法：自己紹介、応募書類に関する質疑応答、30分程度を予定。

(2) 選定基準

選定は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的に行うものとする。

①書類審査：「販路開拓」の分野における知識、経験、ならびに開業支援コンシェルジュの全体構成を考慮して面接者を選定する。

②面接審査：本要領6ページ記載の別紙「評価項目」に従って、総合評価点の高いものから順に選定する。同一の総合評価点が複数ある場合は、評価項目のうち、「2. 創業支援への意欲」の合計評点が高いものから順に選定する。

なお、市内事業者に対する優先的取り扱い（5点）は、下記いずれかを加点する。

- ・事業所（勤務場所）所在地が神戸市内である場合 5点
- ・事業者（自宅）所在地が神戸市内である場合 5点

(3) 注意事項

① 評価点の合計が6割に達していない場合は、選定しない。

② 選定したものと契約締結が調わないときは、選定順に契約締結の協議を行う。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ・選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 選定結果の通知・公表

書類審査の結果は、令和7年1月30日（木）に電子メールにより通知する。

面接審査の結果は、選定後速やかに電子メールにより通知する。

8. その他

(1) 応募に要する費用は全て、応募者の負担とする。

(2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しない。

(3) 提出された応募書類は、審査・選定の用以外に使用しない。ただし、神戸市産業振興財団情報公開要綱に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

(4) 応募書類の提出後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の応募は無効とする。

(5) 令和7年度の予算が成立しない場合は、契約の締結をしないことがある。

9. 提出・問合せ先

【郵送による場合】

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター6階
公益財団法人神戸市産業振興財団 経営支援部

開業支援コンシェルジュ事務局宛
※応募書類在中と朱書きすること。

【電子メールによる場合】

kobe-startup@kobe-ipc.or.jp

開業支援コンシェルジュ事務局宛

※件名は「令和7年度コーディネータ業務応募（氏名）」とすること。

【電話連絡が必要な場合】

公益財団法人神戸市産業振興財団 経営支援部 開業支援コンシェルジュ事務局

電 話：078-360-3202

受付時間：土日祝日を除く平日の午前9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

(別紙)

選定基準		配点
1 中小企業支援への姿勢		40
評価項目	公的支援機関の役割についての理解	10
	中小企業の経営者についての考え方、支援方針	10
	中小企業に対する経営支援経験	10
	従事する業務のうち、中小企業支援の業務割合	10
2 創業支援への意欲		40
評価項目	有資格者としての経験	10
	創業者についての考え方、支援方針	10
	伴走支援の考え方、支援方針	10
	相談対応の柔軟性、コミュニケーション能力	10
3 関係者（職員、他の支援機関含む）との調整能力、協調性		15
評価項目	創業支援等の中小企業支援経験が3年以上ある	5
	公的支援機関等で相談対応業務等の経験がある	5
	市内事業者が活用できる支援機関や支援内容をよく理解している	5
4 市内事業者に対する優先的取り扱い		5
評価項目	事業所（勤務場所）所在地が神戸市内である	5
	事業者（自宅）が神戸市内である	
総合評価点		100

【参考】

神戸開業支援コンシェルジュ コーディネータ
助言 4 分野

分野	具体例
経営	経営理念、経営計画、事業戦略、組織、事業計画策定、知的財産、会社設立、開業手続き、補助金 等
財務	財務・会計・経理（口座管理、決済手段、帳簿作成）、税務、資金繰り、資金調達、創業計画書の作成（資金計画、利益計画）等
人材育成	人材確保、雇用（就業規則、人材育成）、労務管理、社会保険、給与（賃金、退職金） 等
販路開拓	営業活動、マーケティング（商品・サービスの企画・開発、ブランディング、市場調査・分析、価格設定、広告・宣伝・広報、販売促進、流通、マーチャンダイジング、店舗演出、集客、接客）、IT 活用 等